

## 田原市工事入札参加者の選定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市が発注する建設工事の入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）の一般競争入札の参加及び指名競争入札者の選定並びに随意契約の見積者の選定に関する事項を定めるものとする。

(入札参加資格者の資格)

第2条 市が行う入札に参加することができる者は、入札参加資格審査を受け、田原市入札参加資格者名簿に登載されたもの（以下「有資格者」という。）とする。

(競争入札)

第3条 一般競争入札において入札参加資格者の参加条件を定めようとするときは、別表第1に定める発注工事の種類に対応する有資格者とし、設計金額及び経営事項審査の総合評定値により、別表第2の設計金額評定値対照表を標準として定めるものとする。

2 指名競争入札において入札者を選定しようとするときは、別表第1に定める発注工事の種類に対応する有資格者とし、設計金額、経営事項審査の総合評定値により、別表第2の設計金額評定値対照表を標準として選定するものとする。

(選定基準の特例)

第4条 建設工事が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定によるもののほか、設計金額に対する経営事項審査の総合評定値を、1級又は2級下位の数値として定めることができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特殊な工事のとき。

(特別共同企業体の選定及び対象工事等)

第5条 特別共同企業体による入札対象者の選定は、特別共同企業体又は特別共同企業体と単体企業との混合によるものとする。

2 特別共同企業体による入札の対象工事は、次に定める工事とする。

- (1) 建築一式の工事で設計額が10億円以上のもの
- (2) 市長が特に必要と認めたもの

3 特別共同企業体の構成等の基準については、田原市特別共同企業体取扱要領（平成25年制定）による。

(入札参加対象業者数)

第6条 一般競争入札における入札参加対象業者数は、10者以上となるよう、地域要件を定めるものとする。ただし、入札参加対象業者数が10者未満であっても、入札の競争性が確保でき、かつ、工事の品質が確保できると見込まれるものについては、この限りでない。

(指名業者数)

第7条 指名競争入札における入札指名業者数は、なるべく5者以上とする。

(随意契約者の選定)

第8条 随意契約の見積者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な

業者を選定するものとする。

- 2 随意契約における見積者の選定数は、特命随契を除き、なるべく3者以上とする。  
(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 田原市建設工事請負業者の格付及び選定要領（昭和55年制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

## 建設工事の発注種類

	発注工事の種類 (建設業法別表第1上欄)	許可業種の区分 (建設業法別表第1上欄)
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	ほ装工事	ほ装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

(注) 発注工事の種類については、上記のほか建設業法、昭和47年3月18日付け建設省計建発第46号の建設省計画局長通知によるものとする。

別表 2 (第 3 条関係)  
設計金額評定値対照表

種 類	設計金額	経営事項審査 の総合評定値
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事	1 億円以上	7 0 0 点以上
ほ装工事 しゅんせつ工事 造園工事 さく井工事	3 千万円以上 1 億円未満	6 0 0 点以上
水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	3 千万円未満	制限なし
建築一式工事 大工工事 左官工事 屋根工事 管工事	1 0 億円以上	8 0 0 点以上
鋼構造物工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事	3 億円以上 1 0 億円未満	7 0 0 点以上
塗装工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事	3 千万円以上 3 億円未満	6 0 0 点以上
消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	3 千万円未満	制限なし
電気工事 機械器具設置工事 電気通信工事	1 0 億円以上	8 0 0 点以上
	3 億円以上 1 0 億円未満	7 0 0 点以上
	5 千万円以上 3 億円未満	6 0 0 点以上
	5 千万円未満	制限なし